

流域管理官

流域管理官 (総括)

(1) 浸水対策の推進について

- 1) 「流域治水」と下水道による浸水対策の推進について
- 2) 内水浸水想定区域図の作成促進について
- 3) 樋門等操作規則の策定促進について
- 4) 法改正フォローアップ調査結果について
- 5) 水位周知下水道の導入促進について
- 6) 下水道による浸水対策に関する事業制度
- 7) 河川やまちづくりとの連携について

(2) 雨天時浸入水対策の推進について

- 1) 雨天時浸入水対策ガイドラインについて
- 2) 雨天時浸入水対策計画の策定等について

(3) 流域別下水道整備総合計画について

- 1) 流総計画の協議の見直しについて

(4) 水環境管理の推進について

- 1) 栄養塩類の能動的運転管理の推進について
- 2) 合流式下水道の改善対策について
- 3) 高度処理の推進について
- 4) 下水処理場における水質とエネルギーの最適管理について

(5) 水質リスク低減に向けた取組の推進について

- 1) 水質基準の改正等
- 2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学法）に関する取り組みについて

(6) 雨水・再生水利用等の推進について

- 1) 再生水利用の促進について
- 2) 適正な再生水利用の徹底について
- 3) 雨水の利用の推進に関する法律について
- 4) 再生水国際標準化の動きについて

(7) 下水中の新型コロナウイルスに関する調査検討について

- 1) 下水中の新型コロナウイルスに関する調査検討について

(1) 浸水対策の推進について

1) 「流域治水」と下水道による浸水対策の推進について

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害や土砂災害に対し、河川や下水道の整備等をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を行う「流域治水」を推進している。

下水道は、流域治水を推進する上で重要な役割を担っており、人（受け手）主体の目標設定、地区と期間を限定した整備（選択と集中）、ソフト対策・自助の促進による浸水被害の最小化という、浸水対策における基本的考え方に基づき、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進している。

そのための計画として、市街地の全域等を対象に、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性を総合的に考慮して浸水リスクを評価した上で、緊急的・重点的に対策を実施すべき区域（どこを）、目標とする整備水準（どの程度）、段階的な整備方針（いつまでに）等を定める雨水管理総合計画の策定を推進している。

「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」からの提言（令和3年4月改訂）においても、「計画的に事前防災を進めるため、気候変動の影響を踏まえた下水道による都市浸水対策に係る計画雨水量の設定手法として、現在のハード整備に用いる計画降雨に、降雨量変化倍率を乗じて設定する手法を用いること」とされており、「気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定等の推進について」（令和3年7月15日、国水 downstream 第6号）に基づき、雨水管理総合計画の策定・見直しを通じて、気候変動を踏まえた計画を策定することをお願いします。

また、令和3年の下水道法改正により、事業計画の記載事項に計画降雨を追加しており、気候変動による将来の降雨量の増加などを考慮し、地域ごとの浸水リスクを踏まえた計画降雨を事業計画に定め、これに対応する浸水対策を事前防災の考え方に基づき計画的に推進して頂くようお願いします。

浸水リスクの評価については、令和3年に水防法を改正し、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体を雨水出水浸水想定区域の指定対象とした。想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図の作成とともに、内水ハザードマップの早期作成・公表や計画降雨を含む複数外力による多層的なリスク評価結果の公表をお願いします。

2) 内水浸水想定区域図の作成促進について

①内水浸水想定区域図作成及び公表の推進

平成 27 年の水防法改正では、地下街等がある地区など、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして水位周知下水道を指定した地区については、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、想定最大規模降雨による内水ハザードマップを公表することとした。

さらに、近年、地下街等がある地区以外でも、雨水出水による浸水被害が頻発していることから、令和 3 年の水防法改正により、水位周知下水道を指定しない場合であっても、周辺地域に住宅等がある下水道について、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、内水ハザードマップを公表することとした。

このため、当該下水道について、「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」（令和3年7月）を参考に、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図を作成していただくとともに、これをベースとして、「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月）を参考に、防災部局等と連携して、想定最大規模降雨による内水ハザードマップの作成・公表及び水害に係る防災訓練等の実施に積極的に取り組んでいただきたい。既に作成済みの市区町村においても、防災訓練や防災教育での活用など、継続的に住民の理解を促進するとともに、水防法改正を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いする。

また、防災部局や都市計画部局等との連携によるリスク低減策（事前防災）を進めるため、計画降雨を含む複数外力による多層的なリスク評価結果の公表をお願いする。

②内水ハザードマップの必要性

内水浸水想定区域図は洪水浸水想定区域図と比較し、浸水範囲や浸水深は相対的に小さい傾向にあるが、内水浸水は洪水浸水想定区域から離れた場所でも発生する場合があること、発生頻度が相対的に高く洪水が発生しなくても内水浸水は発生する場合があることから、洪水ハザードマップだけでは内水浸水のリスク情報を十分提供できているとはいえない。また、気候変動の影響により、短時間高強度の豪雨が増加する傾向にあり、これまで内水浸水が発生していない地区においても、今後、浸水被害が発生する可能性がある。

さらに、水害リスクは市民生活や企業活動に密接な係わりがあり、流域治水の観点からも内水ハザードマップ等による水害リスク情報は、住民や企業等が行う止水板等による減災対策、住宅建築時に高床式や盤上げをするなど住まい方の工夫、水平避難の際の避難ルートを選択など、水害リスクを最小化するための取組みの参考となることから提供が望まれている。なお、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和 2 年 7 月 17 日公布、同年 8 月 28 日施行）においても、不動産取引時に、宅地建物取引業者が重要事項説明として、水防法に基づくハザードマップを用いて取引対象物件の所在地について説明することが義務づけられている。

③内水ハザードマップ作成に係る支援

令和 3 年の水防法改正により、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成対象が下水道による浸水対策を実施する全ての地方公共団体に拡大されたところである。内水ハザードマップのベースとなる雨水出水浸水想定区域図の作成は、原則浸水シミュレーションによることとしているが、「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」（令和 3 年 7 月）では、管きよのデータベースが整備されるまでの間は、簡易モデルによる結果

を基にすることも一手段であることを示している。その検討については令和4年度より「内水浸水リスクマネジメント推進事業」として交付金の基幹事業として支援できる。また、内水ハザードマップについても同事業で支援が可能であるため、積極的に活用されたい。

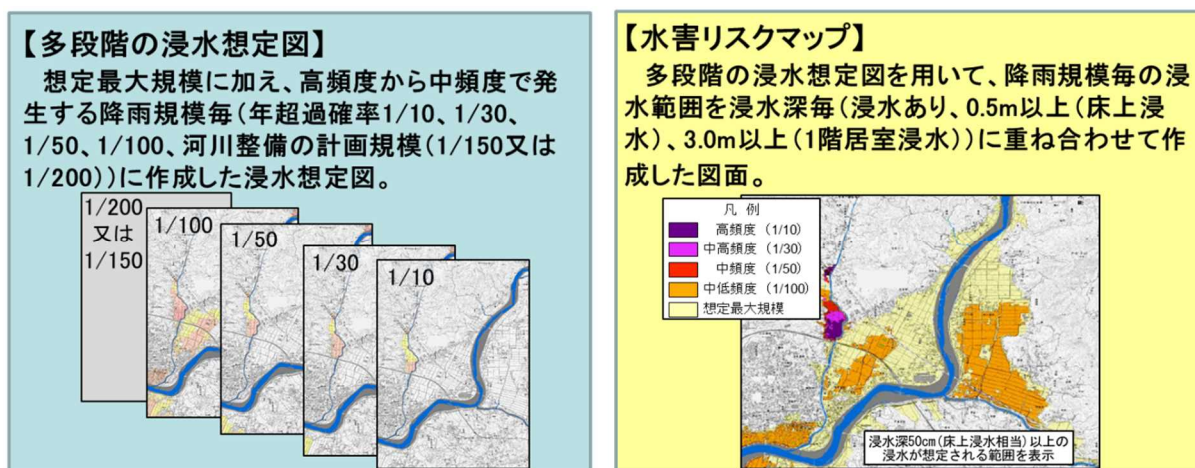
④ハザードマップポータルサイトへの登録について

国土交通省では、平成19年より全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧が可能なポータルサイトを運営している。内水ハザードマップを作成・公表した際やホームページの更新等によりURLが変更となった場合には、速やかにハザードマップポータルサイトへの登録申請を行っていただきたい。

⑤水害リスクマップについて

土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択など、流域治水の取り組みを推進するため、想定最大規模降雨を対象とした「浸水想定区域図」に加えて、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎の浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」の作成・公表を推進している。

令和5年3月3日付け事務連絡「雨水出水浸水想定区域図と内外水統合型水害リスクマップの作成推進について」で示すとおり、内外水統合型リスクマップの作成に係る河川管理者との連携や、必要に応じて雨水出水浸水想定区域図作成への活用の検討をお願いする。



3) 樋門等操作規則の策定促進について

令和3年の下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定が義務付けされた。

操作規則の策定にあたっては、令和3年7月15日付「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について」を参考にいただき、早急に操作規則の策定を行っていただきたい。

※「樋門等の定期点検」については、本資料の事業マネジメント推進室（1）災害対応について2）樋門等の定期点検を参照されたい。

4) 法改正フォローアップ調査結果について

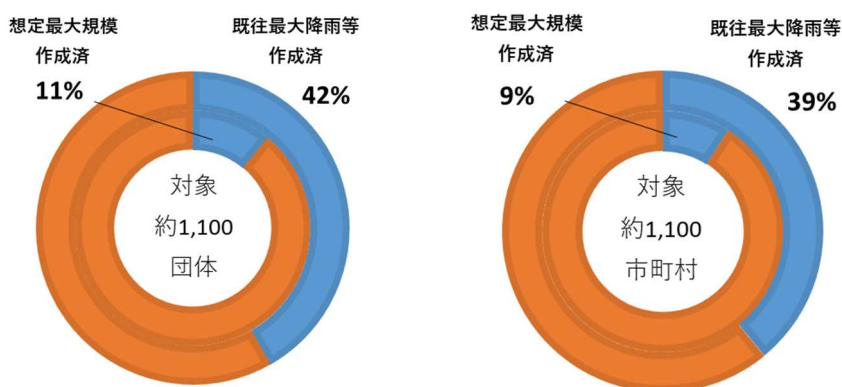
令和3年の水防法、下水道法の改正事項である最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成状況（参考として内水ハザードマップ作成状況）、樋門等操作規則の策定状況について令和4年9月末時点の調査結果を以下に示す。また、都道府県別の策定状況についても示すので、都道府県におかれては引き続き管内地方公共団体への指導をお願いする。

①最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成団体数

対象団体数：約1,100 団体（1,108 団体）

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成団体数：122 団体

既往最大降雨等の内水に対応した浸水想定区域図作成団体数：463 団体

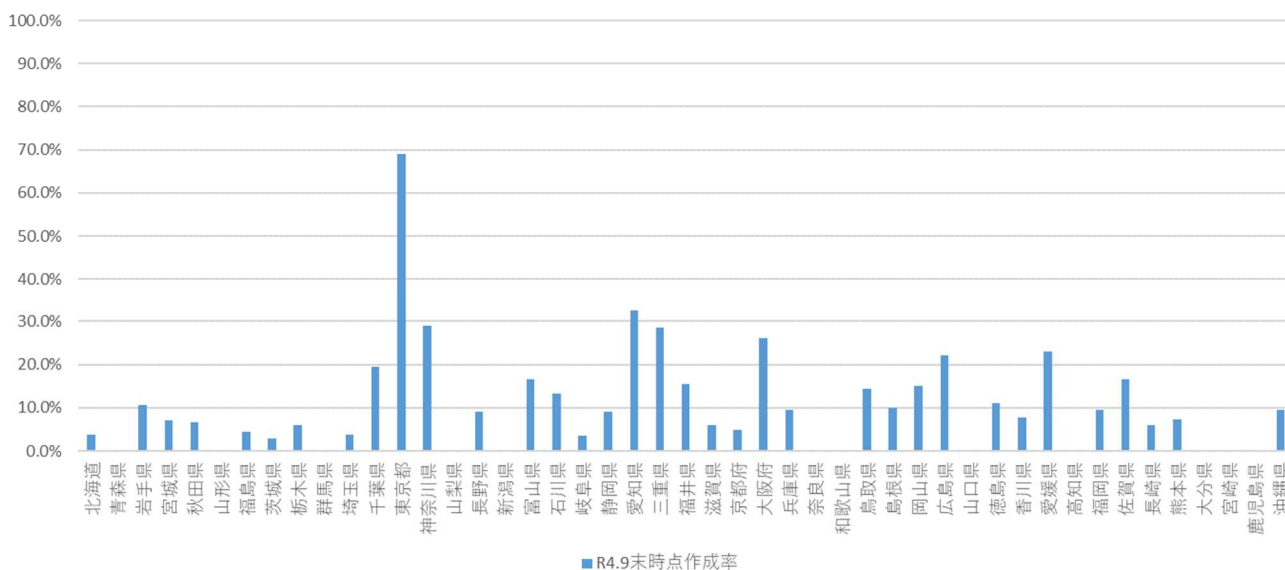


浸水想定区域図作成状況

(参考) 内水ハザードマップ作成状況

※既往最大降雨等作成済にはシミュレーション以外にも浸水実績図等による公表も含まれる。

※内水 HM 対象市町村数は 1,110 市町村、既往最大降雨等に対して作成済は 434 市町村、想定最大規模降雨に対して作成済は 101 市町村（市町村には区部も含まれる）



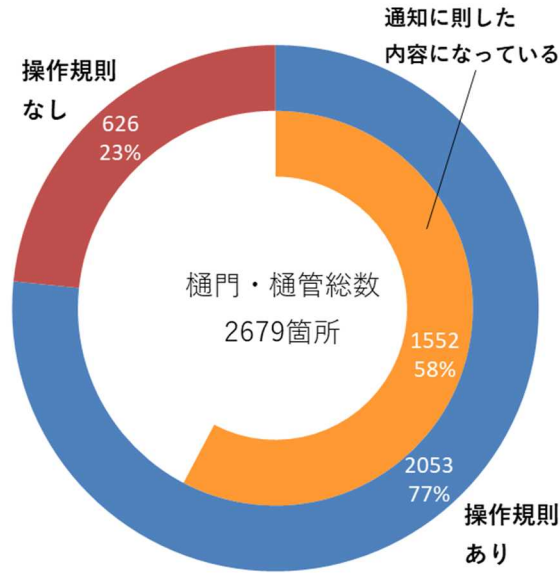
【都道府県別】最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図作成率（R4.9 末時点）

②樋門等操作規則策定箇所数

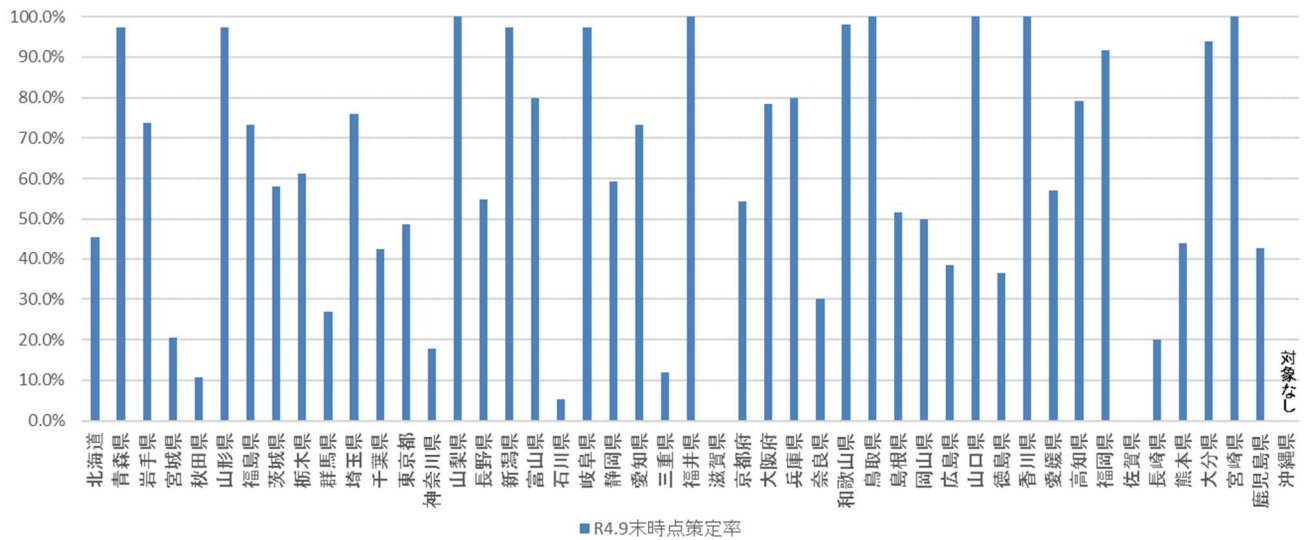
樋門等操作規則の策定対象数：2,679箇所

樋門等操作規則策定済の箇所数：2,053箇所

上記のうち既に R3.7 の作成指針（通知）に則した操作規則策定箇所数：1,552箇所



樋門等操作規則策定状況



【都道府県別】樋門等操作規則策定率 (R4.9 末時点)

5) 水位周知下水道の導入促進について

【制度概要】

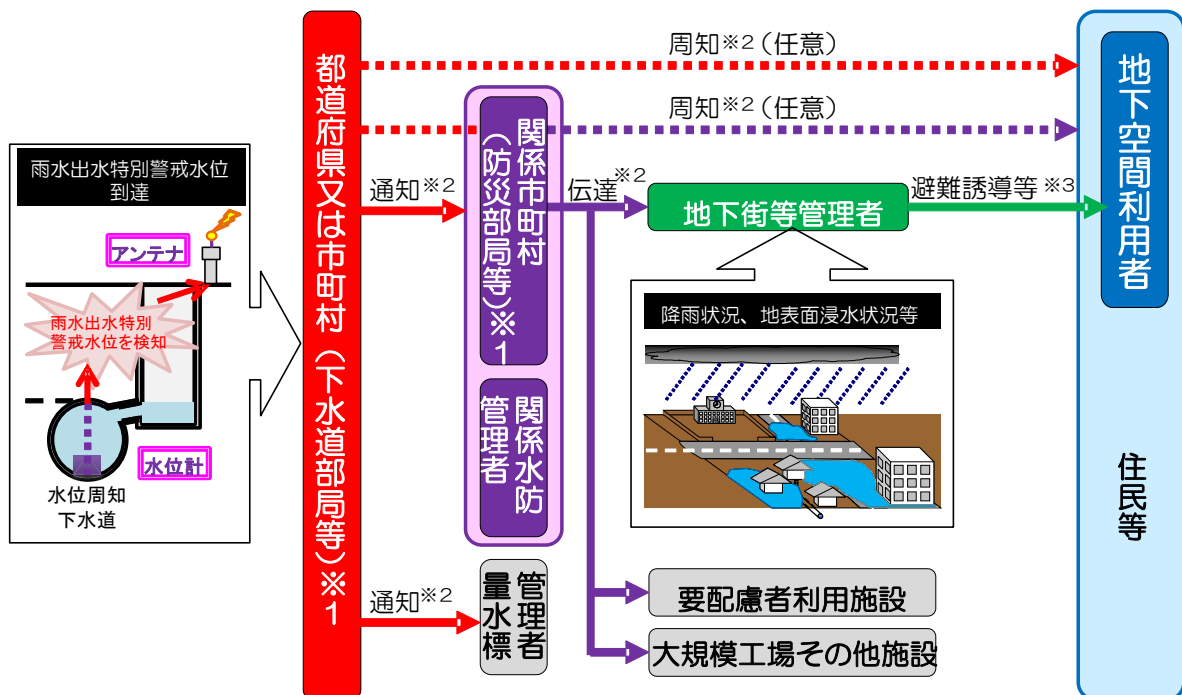
- ・ 想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位である内水氾濫危険水位を設定して、その水位に達した場合は、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する制度。
- ・ 水位周知下水道を指定した下水道が存在する地区では、その地区における想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図を公表し、ハザードマップの作成やそれに基づく訓練等を実施する必要がある。

【令和5年3月末現在の指定状況】 4都市

- ・ 令和2年度に福岡県福岡市、広島県広島市、令和3年度に神奈川県川崎市、令和4年度に名古屋市において水位周知下水道の指定がなされている。

【制度活用のポイント】

- ・ 地下街等を有する都市については、地下街管理者と制度の内容や実際の運用方法について意見交換を行い、引き続き検討を進めていただきたい。
- ・ また、水位情報の発信にあたっては、降雨情報等、水位以外の情報を十分に活用しつつ、水防活動や避難の判断に資する情報となるよう、各地方公共団体の実情に応じてご検討いただきたい。
- ・ 地下街等が存在しない都市においても、近年甚大な浸水被害が発生した地区を有する都市においては、ソフト対策の強化を目的として、水位の情報を活用したリスク情報の発信に積極的に取り組んでいただきたい。



※1：市町村が水位情報を通知する場合は同一市町村

※2：関係市町村・関係水防管理者・量水標管理者への通知、地下街管理者等への伝達は必須事項、住民等への周知は任意事項

※3：地下街等管理者が水位情報のほか、降雨状況、地表面浸水状況等を総合的に判断して地下空間利用者へ避難誘導等を実施

水位周知下水道のイメージ（発災時）

6) 下水道による浸水対策に関する事業制度

下水道による浸水対策を支援するため、以下に示すような各種制度を準備しているので、各制度の内容・趣旨をご理解いただき、下水道による効率的な浸水対策の実施のために、積極的に活用されるようお願いする。また、令和5年度より、下水道浸水被害軽減総合事業の拡充として、対象エリアの要件に特定都市河川流域が追加され、特定都市河川流域における下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象となる施設規模要件が緩和されるため、積極的に活用されたい。

